

函館市衛生試験所感染性物質の輸送および運搬に関する取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、函館市衛生試験所における感染性物質の輸送および運搬を適正かつ安全に行うために必要な事項について定める。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 「感染性物質」とは、病原体を含むことがわかっているか、またはそれが合理的に予測できる物質（病原体、検体等）をいう。

(2) 「病原体等」とは、細菌、ウイルス、原虫等の病原体および毒素をいう。

(3) 「特定病原体等」とは、法で定める一～四種病原体等をいう。

(4) 「検体」とは検査等に供する目的で採取された臨床検体、その他の検体及び病原体をいう。

(5) 「臨床検体」とは、糞便・嘔吐物・咽頭拭い液・鼻洗浄液・喀痰・水泡液・眼粘膜拭い液・髄液・血液・血清等をいう。

(6) 「その他の検体」とは、病原体媒介性生物等をいう。

(7) 「カテゴリーAの感染性物質」とは、その物質への曝露によって健康なヒトまたは動物に恒常的な障害や生命を脅かすような、あるいは致死的な疾病を引き起こす可能性のある状態で輸送される感染性物質（「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」別添2の感染性物質、特定病原体等など）をいう。

(8) 「カテゴリーBの感染性物質」とは、カテゴリーAの基準に該当しない感染性物質をいう。

(管理責任者および包装責任者)

第3条 本要領に基づく適正な管理をさせるため管理責任者を置く。な

お、管理責任者は衛生試験所長とし、不在の場合は管理責任者が指定する衛生試験所職員とする。

- 2 管理責任者は、職員から包装責任者を指定すること。
- 3 包装責任者は、国若しくは都道府県等により主催される感染性物質送付の安全性確保のために必要となる知識および技能を修得するための研修を受け主催者の証明を得た者、またはこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者とする。
- 4 包装責任者は、感染性物質の包装作業を行う者（以下「包装作業」という。）を適切に指導すること。また、定期的に感染性物質の包装に関する教育訓練および研修を行うこと。

（輸送および運搬の取扱手続き）

第4条 感染性物質の輸送および運搬の取扱手続きは次のとおり取り扱うものとする。

- （1）国または他の地方公共団体等に感染症発生動向調査事業等に関わる病原体等検査を依頼する場合は、検査依頼書を作成し、管理責任者の承諾を受けること。
- （2）病原体等の譲渡の場合は、函館市衛生試験所病原体等管理要領第5条に従うこと。
- （3）感染性物質の輸送および運搬に係る時間は、できる限り短くなるよう調整すること。
- （4）搬送（受領）の確認は、感染性物質を封入する容器（以下「封入容器」という）の返送によって確認すること。ただし、封入容器が再利用できない状態である場合は、この限りでない。

（輸送および運搬の基準）

第5条 感染性物質の輸送および運搬については、次のとおり取り扱うものとする。

- （1）封入容器は、次の基準を満たすものとする。
 - ア 容易にかつ安全に取り扱うことができるもの。
 - イ 運搬中に予想される温度および内圧の変化、振動等により、

き裂，破損等が生ずるおそれがないもの。

ウ 内容物の漏えいのおそれのない十分な強度および耐水性を有するもの。

エ みだりに開封されないよう，容易に破れないシールの貼付等の措置を講じたもの。

オ 厚生労働大臣の定める標識（別記1）を表示したもの。

カ 特定病原体等を輸送および運搬する場合は，「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準（平成19年6月1日厚生労働省告示第209号）」に適合したもの。

（2）衛生試験所外へ感染性物質を輸送および運搬する場合

ア 特定病原体等の場合

（ア）（1）の基準を満たす三重包装以上の封入容器に封入すること。

（イ）届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）を遵守し，厚生労働省が定める特定病原体等の安全運搬マニュアルの基準に従うこと。

（ウ）輸送および運搬の方法は，ゆうパックを利用すること。

イ 特定病原体等以外の感染性物質の場合

（ア）（1）の基準（エを除く）を満たす三重包装以上の封入容器に封入すること。

（イ）感染性物質のうち菌株，ウイルス株等の病原体等の輸送および運搬の方法は，ゆうパックを利用すること。

（3）衛生試験所内で感染性物質を運搬する場合は，次のとおり行うものとする。

ア （1）の基準（エ，オを除く）に適合した二重包装以上の容器に封入すること。

イ 共用の廊下部分を通る場合は，不審者がいないことを確認した上で，運搬すること。

（4）感染性物質を安定させるために，冷却剤を入れる等の温度管理

を行うこと。

冷却剤は、二次容器の外側、三次容器の中、もしくは四次容器（オーバーパック）の中に入れること。また、冷却剤としてドライアイスを使用する場合は、四次容器に入れ、一次容器または二次容器の中に絶対に入れないこと。さらに、気化した二酸化炭素が容器から外へ放出するような包装を行うこと。

（表示）

第6条 感染性物質を輸送および運搬する封入容器の表示は、次のとおりとする。

（1）二次容器にはドライアイスを入れない旨の表示（別記2）を容器本体とフタに表示すること。

（2）三次容器には、感染性物質の種類に応じて以下の情報を表示すること。

ア カテゴリーAの感染性物質

（ア）国連規格容器マークの表示（別記3）

（イ）相対する2面に天地の向きを示す表示（別記4）

（ウ）1面に感染性物質であることの表示（別記5）

（エ）国連番号と正式輸送品目名の表示（別記6）

（オ）荷送人、荷受人、緊急連絡先の施設名、住所、氏名、電話番号の表示

（カ）朱書きの「危険物・感染性物質」・「郵送の場合、航空輸送禁止」の表示

（キ）冷却剤としてドライアイスを使用した場合、危険性ラベルおよび国連番号と正式輸送品目名の表示（別記7）

イ カテゴリーBの感染性物質

（ア）国連規格容器マークの表示（別記3）

（イ）相対する2面に上下方向を示す表示（別記4）

（ウ）カテゴリーBの感染性物質であること、国連番号および

び正式輸送品目名の表示（別記 8）

（エ）荷送人，荷受人，緊急連絡先の施設名，住所，氏名，
電話番号の表示

（オ）朱書きの「郵送の場合，航空輸送禁止」の表示

（カ）冷却剤としてドライアイスを使用した場合，危険性ラ
ベルの表示（別記 7）

（3）四次容器（オーバーパック）を使用する場合は，三次容器に記
した表示を四次容器にも再度表示すること（国連規格容器マーク
を除く）。また，「オーバーパック（OVERPACK）」の文言を表示
すること（別記 9）。

（4）ゆうパックを利用する場合は（1）から（3）に加えて，四次
容器に安全性適正包装確認済みラベル（別記 10）を表示し，ゆう
パック送り状の「品名」，「摘要欄」については別記 11 のと
おり記載すること。

（包装の手順）

第 7 条 包装の手順は，次のとおり行うものとする。

（1）一次容器の包装

ア フタと本体をパラフィルム等でシーリングし，吸収剤で包
み，テープ，ゴム等で固定する。

イ ジップロック等の透明な袋に入れて，シーラーでシーリン
グする。

ウ 吸収剤，緩衝材の順に包み，テープ，ゴム等で固定する。

エ 一次容器の上下が分かるようにする。

オ 2 個以上の一次容器を 1 個の二次容器に入れる場合は，一
次容器間の接触がないように個々に包装し，または分離して
包装する。

カ ドライアイスは絶対に入れない。

（2）二次容器の包装

ア 包装した一次容器を上下がわかるように入れる。

イ 隙間がある場合は緩衝材でうめる。

ウ フタをしっかりと閉める。

エ ドライアイスは絶対に入れない。

(3) 三次容器の包装

ア 包装した二次容器と検体送付状（内容物品目一覧表を含む）を入れる。

イ 二次容器と三次容器は、指定された組み合わせの容器を使用する。

ウ 特定病原体等の輸送および運搬の場合、封印用シールを貼る。

(4) 四次容器の包装（オーバークラップ）

ア 「ゆうパック」を使用した輸送および運搬の場合

（ア）ジュラルミン製の容器に包装した三次容器を入れる。

（イ）包装した三次容器が動かないよう緩衝材等で固定する。

（ウ）容易に開けられないような措置をとる（ロータリー錠の穴を結束バンドで止める等）。

イ 「ゆうパック」以外を使用した輸送および運搬の場合

（ア）三次容器が十分に入る大きさの容器に、包装した三次容器を入れる。

（イ）包装した三次容器が動かないよう緩衝材等で固定する。

（ウ）蓋がある場合は、テープ等で固定する。

（エ）包装紙で四次容器を包み、テープ等で固定する。

（オ）輸送方法（常温、冷凍等）、冷却剤の有無等の条件を考慮して、四次容器の材質（発泡スチロール、段ボール等）を選択すること。

(5) 包装作業後の確認

感染性物質の包装確認表（別紙1-1、1-2）で、包装した感染性物質の包装、表示等について適切か包装作業員自らが確認するとともに、包装責任者において再度確認すること。

(研修および教育訓練)

第8条 研修および教育訓練は、次のとおり行うものとする。

- (1) 管理責任者は、包装責任者および包装作業者の教育訓練として定期的に感染性物質の輸送および運搬に関する所定の研修を行うこと。なお、この研修の講師は管理責任者が指定した包装責任者が行うこと。
- (2) 研修の受講者のうち、感染性物質の輸送および運搬について十分に理解した者は、確認書(別紙2)を提出すること。
- (3) 包装責任者は、確認書を受理し、管理責任者の承認を得て、受講済証(別紙3)を交付すること。なお、すでに選定されている包装責任者であっても受講した者には、受講済証を交付すること。
- (4) 受講済証をもって、包装責任者になるための資格とすること。

(遵守すべき規定等)

第9条 職員等は、感染性物質の輸送および運搬について安全性確保の重要性を十分理解し、本要領を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、危険物輸送に関する国連勧告・モデル規則等に定められた規定を遵守すること。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記 1



備考：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則第31条の31第2項第9号等の規定に基づく厚生労働
大臣が定める標識（平成19年5月31日厚生労働省告示第203号）

別記 2

こ の 中 に
ド ラ イ ア イ ス
を 入 れ な い ！

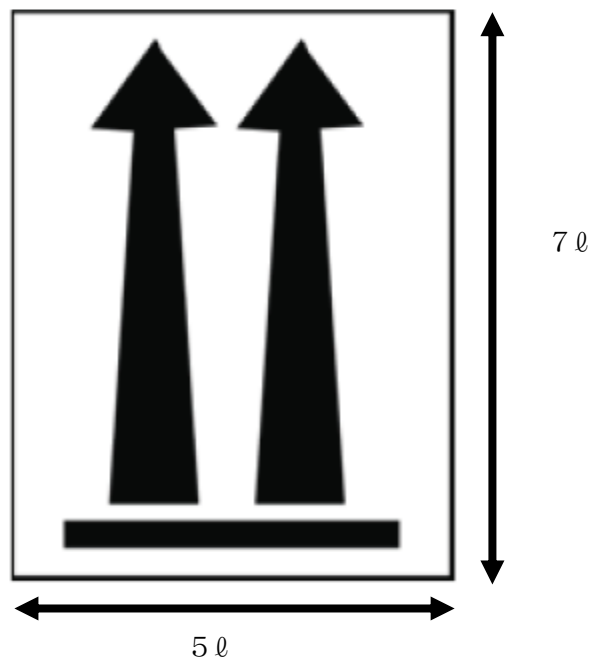
別記 3



(a) / CLASS 6. 2 / (b) (c) / (d)

- (a) : 容器及び包装の種類, 材質ならびに細分類の別に分類される記号
- (b) : 製造年 (西暦年の下 2 桁)
- (c) : 容器を認可した国の国名またはその略号
- (d) : 製造者の名称またはその略号

別記 4



ラベル名称 : 包装物の上下方向表示

最小寸法 : ℓは0.75 c m以上 (3.75 c m × 5.25 c m以上)

包装物あたりのラベル枚数 : 相対する 2 面に各 1 枚

色 : 地—白または適切な色, 線—赤または黒, 記号—赤または黒



ラベル名称：感染性物質（Infectious substance）

最小寸法： ϕ は0.25 cm以上（10 cm×10 cm以上）

包装物あたりのラベル枚数：1枚

色：地—白，文字—黒，線—黒，記号—黒

備考：ラベルに付けた文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し，または適切な文字を加えることができる。

1. カテゴリーAの感染性物質で病原体の場合

UN 2 8 1 4
感染性物質 (INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS)

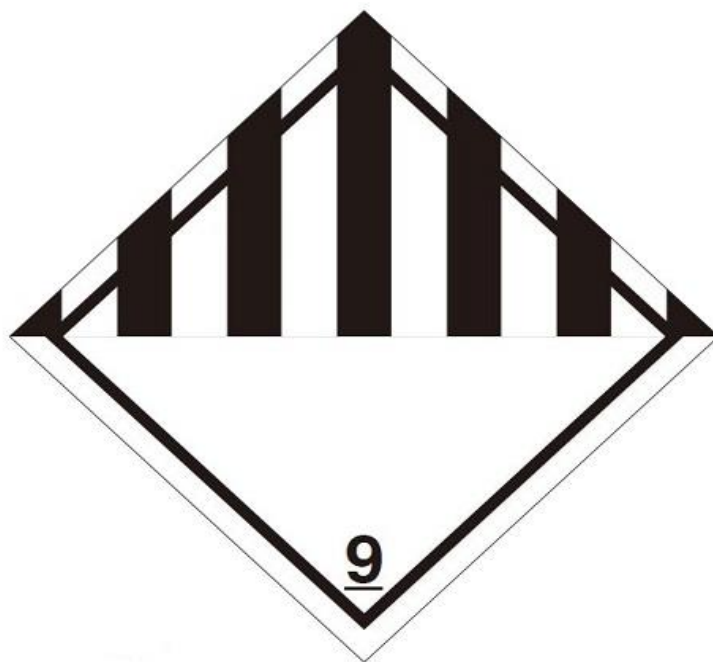
2. カテゴリーAの感染性物質で特定病原体等の場合

UN 2 8 1 4
病毒を移しやすい物質(人体に対し伝染性があるもの)

備考：①十分に文字が読める大きさであれば，表示形式は長方形に限らなくてよい。
②1について「感染性物質 (INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS)」の文字は，日本語または英語のどちらか一方を省略できる。

別記 7

1. 危険性ラベル



ラベル名称：その他の危険性物質

最小寸法：100mm×100mm

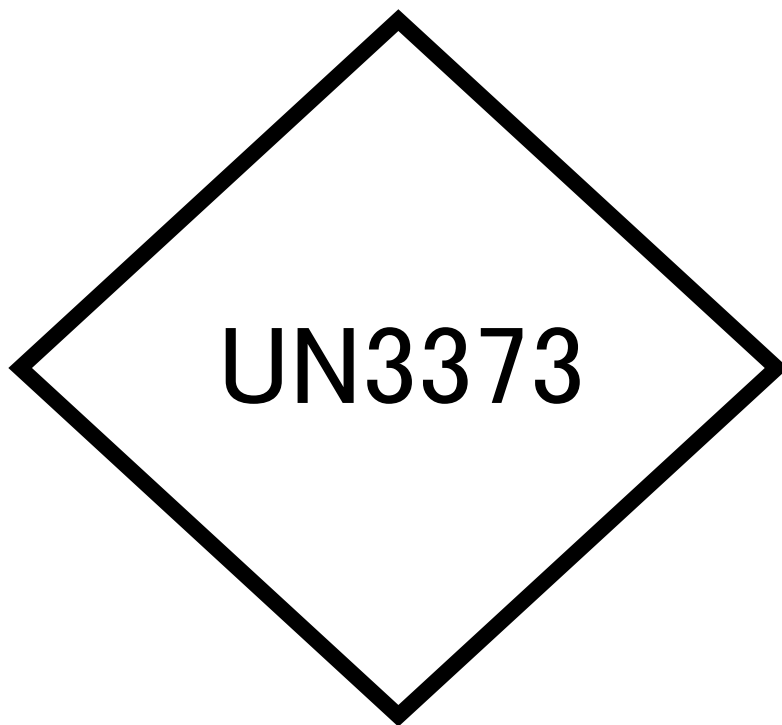
包装物あたりのラベル枚数：1枚

色：白と黒

2. 国連番号と正式輸送品目名

UN 1 8 4 5 Dry ice
NET Qty: ○○ k g

1. 国連番号とラベル



ラベル名称：カテゴリーBの感染性物質の表示

最小寸法：四角を構成する線は2 mm以上，文字と数字の高さは6 mm以上

包装物あたりのラベル枚数：1枚

色：指定なし

備考：対照的な背景色の上に表記し，はっきりと見え，判読し易いこと

2. 正式輸送品目名

カテゴリーBの生物学的物質 (BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B)

備考：① 1のラベルに隣接して高さ6 mm以上の文字で表記すること。
② 文字は日本語若しくは英語のどちらか一方を省略できる。

別記 9

オーバーパック (OVERPACK)

備考：文字は日本語若しくは英語のどちらか一方を省略できる。

別記 10

安全適正包装確認済み

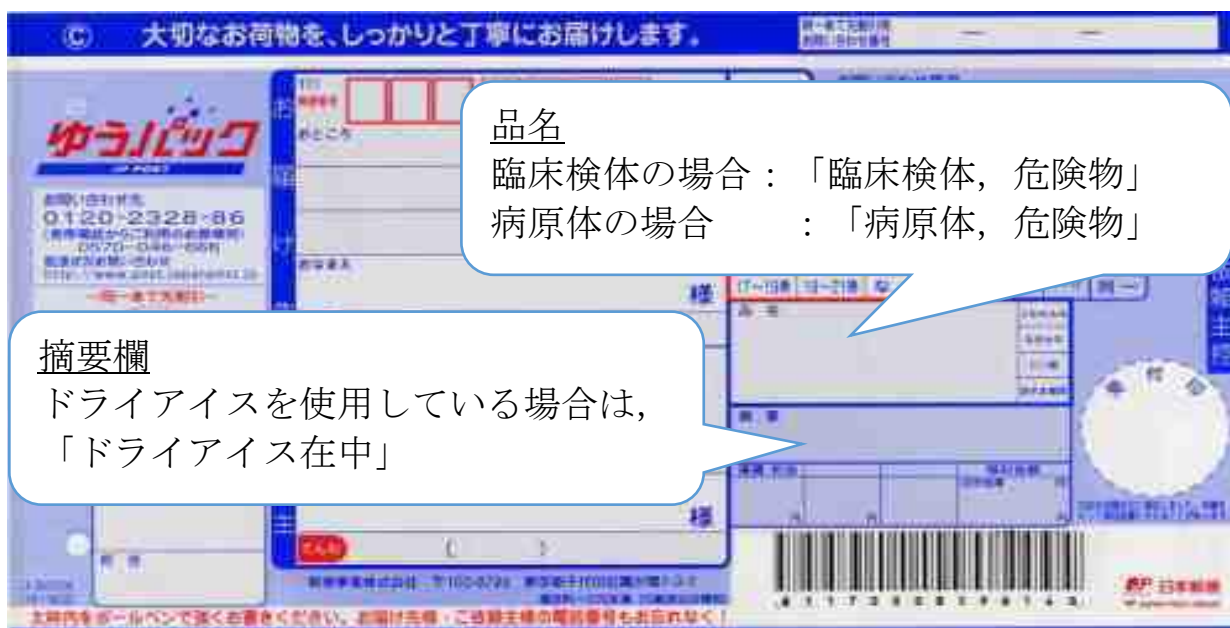
平成 年 月 日

包装責任者：

機関名：

備考：包装責任者が作成し、表示すること。

別記 11



感染性物質（カテゴリーA用）包装作業チェックシート

1. 確認者

包装作業者所属・氏名

包装責任者所属・氏名

荷送人所属・氏名

2. 感染性物質

感染性物質名（数量）

感染性物質の種類 固形培地 ・ 液体培地 ・ 臨床検体（ ）

発送予定年月日

3. 送付先（荷受人と同じ）

施設名

住所

所属・氏名

電話番号

4. 1次容器

包装作業者

包装責任者

フタと本体は内容物が漏れないような措置がされている

十分量の吸収剤および緩衝材で覆われている

容器の上下がわかるように記入する

複数検体を入れる場合、個別包装し、相互に接触しないような措置がされている

5. 2次容器

1次容器の上下が正しい向きで二次容器に入れている

1次容器と2次容器の間に隙間がある場合、緩衝材で隙間を埋める

パックタイプは側面に、ボトルタイプはフタの上と本体側面に
「この中にドライアイスを入れない！」表示の確認

特定病原体等の場合、特定病原体等以外に無関係な物質を入れていない

6. 3次容器



3次容器が国連（UN）認可を受けた容器であることを確認（国連規格マーク）

2次容器と3次容器は指定された組み合わせの容器を使用している

2次容器は3次容器に確実に納まっている

検体送付状（内容物品目一覧を含む）は2次容器と3次容器の間に入っている

3次容器は正しく閉じられている

カテゴリーA用の危険物ラベルの表示確認（バイオハザードマーク & INFECTIOUS SUBSTANCE 6）

「UN2814 感染性物質（INFECTIOUS SUBSTANCE, AFFECTING HUMANS）」の表示確認

朱書きで「危険物：感染性物質」および「郵送の場合、航空輸送禁止」ラベルの表示確認

天地無用ラベル（相対する2面）の表示確認

荷送人・荷受人・緊急時連絡先の施設名・住所・氏名・電話番号の表示確認

特定病原体等の場合

「UN2814 カテゴリーA 病毒を移しやすい物質」の表示確認

3次容器に封印用シールが貼られている

	包装作業者	包装責任者
7. 4次容器		
ジュラルミン製の4次容器を使用している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3次容器は4次容器に確実に納まっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
緩衝材等で3次容器が固定されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3次容器に記した表示を4次容器に再度表示している（国連規格マークを除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オーバーパック（OVER PACK）ラベルの表示確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4次容器の材質は輸送方法、冷却剤の有無等の条件に適している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の依頼主・届け先と荷送人・荷受人の記載が同一である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の記載		
品名：臨床検体の場合「臨床検体 危険物」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
または菌株の場合「病原体 危険物」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適用欄：「チルド」、 「航空輸送禁止」の記載確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状は包装容器の表記が隠れないように貼られている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
安全性適正包装確認済表が貼られている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
容易に開けられないような措置がされている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8. 冷却剤（使用した場合に確認）

1次容器，2次容器にドライアイスを入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
冷却剤は2次容器の外側，3次容器の中，もしくは4次容器の中に入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドライアイスを使用する場合		
ドライアイスは4次容器の中に入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドライアイスラベルおよび「DRY ICE UN1845 NET Qty:○○kg」の表示確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の適用欄に「ドライアイス在中」の記載確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

包装作業確認年月日 平成 年 月 日

発送年月日 平成 年 月 日

備考：

確認印		
管理責任者	包装責任者	包装作業者

感染性物質（カテゴリーB用）包装作業チェックシート
 （□ゆうパック □その他 []）

1. 確認者

包装作業者所属・氏名

包装責任者所属・氏名

荷送人所属・氏名

2. 感染性物質

感染性物質名（数量）

感染性物質の種類 固形培地 ・ 液体培地 ・ 臨床検体（ ）

発送予定年月日

3. 送付先（荷受人と同じ）

施設名

住所

所属・氏名

電話番号

4. 1次容器

包装作業者 包装責任者

フタと本体は内容物が漏れないような措置がされている 十分量の吸収剤および緩衝材で覆われてる 容器の上下がわかるように記入する 複数検体を入れる場合、個別包装し、相互に接触しないような措置がされている

5. 2次容器

1次容器の上下が正しい向きで二次容器に入れている 1次容器と2次容器の間に隙間がある場合、緩衝材で隙間を埋める パックタイプは側面に、ボトルタイプはフタの上と本体側面に
「この中にドライアイスを入れない！」表示の確認

6. 3次容器

3次容器が国連（UN）認可を受けた容器であることを確認（国連規格マーク） 2次容器と3次容器は指定された組み合わせの容器を使用している 2次容器は3次容器に確実に納まっている 検体送付状（内容物品目一覧を含む）は2次容器と3次容器の間に入っている 3次容器は正しく閉じられている カテゴリーB用の危険物ラベルの表示確認（UN3373 ひし形ラベル） 「UN3373 カテゴリーBの生物学的物質（BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B）の表示確認 朱書きで「郵送の場合、航空輸送禁止」ラベルの表示確認 天地無用ラベル（相対する2面）の表示確認 荷送人・荷受人・緊急時連絡先の施設名・住所・氏名・電話番号の表示確認

	包装作業者	包装責任者
7. 4次容器		
3次容器は4次容器に確実に納まっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
緩衝材等で3次容器が固定されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3次容器に記した表示を4次容器に再度表示している（国連規格マークを除く）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
オーバーパック（OVER PACK）ラベルの表示確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4次容器の材質は輸送方法、冷却剤の有無等の条件に適している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の依頼主・届け先と荷送人・荷受人の記載が同一である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状は包装容器の表記が隠れないように貼られている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆうパックの場合		
ジュラルミン製の容器を使用すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4次容器に安全性適正包装確認済表が貼られている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の記載確認		
品名：臨床検体の場合「臨床検体，危険物」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
品名：病原体等の場合「病原体，危険物」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適用欄：「チルド」，「航空輸送禁止」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
容易に開けられないような措置がされている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆうパック以外の場合		
送り状の品名欄に「検体」または「臨床検体」の記載確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8. 冷却剤（使用した場合に確認）

1次容器，2次容器にドライアイスを入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
冷却剤は2次容器の外側，3次容器の中，もしくは4次容器の中に入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドライアイスを使用する場合		
ドライアイスは4次容器の中に入れていない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドライアイスラベルおよび「DRY ICE UN1845 NET Qty:○○kg」の表示確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
送り状の適用欄に「ドライアイス在中」の記載確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

包装作業確認年月日 平成 年 月 日

発送年月日 平成 年 月 日

備考：

確認印		
管理責任者	包装責任者	包装作業者

「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」についての
確認書

御中

平成 年 日に開催された研修会を受講し、基本的3重包装についての知識・技能を習得しました。また、「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」について、次のとおり十分に理解しました。

- 基本的3重包装を、必ず、ジュラルミンケースに入れて4重包装とし、当該ケースごとゆうパック窓口に差し出すこと。
- 感染症発生動向調査等において、ゆうパックにより検体の送付を行う全ての関係機関は、あらかじめ、その放送が遵守事項に適合することを確認し、証明する責任者を定めること。
- 2次容器には、ドライアイス等の誤混入がないことを確認の上、密封すること。
- ドライアイス等の保冷剤は、2次容器と3次容器の間、または3次容器と4次容器の間に入れること。
- 遵守事項への適合性等包装の安全性の担保については、作業後、作業者が自ら確認するとともに包装責任者において再度確認（ダブルチェック）すること。
- 包装物には、遵守事項への適合性等安全性を担保された適正な包装物であることを証明するため包装責任者による適正包装確認がすすんでいる旨、その確認年月日、包装責任者の所属・氏名を表示すること。
- 感染性物質の運搬に関する教育訓練を、定期的に、繰り返し実施すること。
- 包装責任者は、あらかじめゆうパック窓口の担当者等に包装の安全性について説明すること。
- 遵守事項の適正な履行状況についてゆうパック窓口の担当者等から、その確認（包装の開披を含む。）を求められた際には、速やかに応じること。
その確認により包装の安全性に関する不適正な事実があった場合には、該当する運搬のみならず、わが国における検体の送付のためのゆうパックの利用全体が終了すること。

平成 年 月 日

所 属

氏 名

ゆうパックにより
検体を送付するための研修会
受講済証

所 属

氏 名

上記の者は、感染症発生動向調査等においてゆうパックにより
検体を送付するための研修会を受講したことを証します

平成 年 月 日

函館市衛生試験所

- ◆ ゆうパックを利用して感染症発生動向調査等の検体を送付する場合には
「ゆうパックを利用して検体を送付する場合の包装に関する遵守事項」を
守る必要があります。
- ◆ ドライアイスは密閉すると爆発のおそれがあるため、密閉容器の中に
入れてはいけません。
- ◆ 技術的事項の照会

函館市衛生試験所微生物担当 TEL:0138-32-1543

※ この証には、法律的な効力はありません